

さいたま市教組情

勤務時間110番

ももい大会の
翠は、らいだべ
きない？

三月県議会で、「学校職員

の勤務時間、休暇等に関する

条例」及び「規則」の改正が
行われました。

この条例の改正に関する説明をT小の校長

は、次のように話しました。

「変更できるのは、運動会、休日参観、宿泊

を伴う行事のみ。すもう大会、金管ペレード、

発表会、体育大会などの休日出勤は、手当で

や昼食代が出ているので該当しない。職員会

議や登校指導、校務の振替は、自主的に取る

ように言っているので該当しない。研修の時

間は、自主的なものなので、のびても調整に

ついては、認めていない。」

さて、「この説明は、正しいのどうか。

県教委員会は、この条例改正に関する通知で、次のように説明しています。（さいたま市教委も、四月二三日付で通知）

「（一）学校運営の必要から週休日に勤務を命じた場合に、一日又は半日を単位として週休日の振替を行つ」と。

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail :
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2004.6.8(火)
No. 60

勤」は、全て振替の対象となります。
なお、埼教組並びにさいたま市教組は、
前述した県教委の「通知」が「留意事項」
の冒頭で述べている「週四〇時間
勤務の趣旨」、並びに特殊業務手
当の趣旨を生かすなら、週休日や
休日の勤務に対しても、特殊業務
手当の支給とともに勤務時間の振
替を行つべきであると考えます。

一七年度には、一八・三%となります。サラリーマンの平均年収五百七十万の場合、年に一萬円ずつ保険料が増えることになります。

また、地方共済年金の保険料率は、現在一三・〇二%ですが、最終的には、「一〇〇%程度になる」と見込まれる」とされ、厚生年金の保険料率を上回る」とが明らかになっています。

給付引下げ

給付について、政府は、「現役世代の収入の五割を確保する」と説明してきました。しかし、五割が確保されるのは、四〇年間厚生年金に加入したサラリーマンと専業主婦のモデル世帯の場合だけです。しかも、受給開始時のみで、その後は年々比率が下がり、すぐに五割を下回ります。モデル世帯以外では、二三割台まで落ち込みます。

年金改悪強行

六月五日(土)、国民の七割が廃案を望んだ年金改悪法が、自民、公明両党の賛成多数で可決、成立しました。

保険料引き上げ

国民年金保険料は、今は月額一万三千三百円です。しかし、来年四月から、十三年連続で、毎年月額二百八十円引き上げられます。政府は、衆議院の審議段階では

円、平均四万六千円という低水準です。これも実質額が一律に引き下げられます。これでは、基礎的な消費支出さえまかなえません。

Jの怒りを参院選に

年金改悪法案が成立しても、安心できる年金制度は、多くの国民の願いです。参院選は、年金改悪を強行した勢力への審判を下とともに、低額年金や無年金、年金制度の空洞化を開拓できる政党を選ぶ絶好の機会です。安心できる年金をつくる道を開くために、私たちの一票を有効に使いましょう。

ペレード、発表会、体育大会などの休日出

ハ一一号)したがって、「ももい大会、金管
半)です。今年十月から十四年連続で引き上げられ、一〇

厚生年金保険料は、今、年収の一三・五八%(労使の折